

西ノ島町教育大綱

未来に繋がる学力の育成
Uターンに繋がるふるさと教育の推進

令和2年10月

西ノ島町

はじめに



平成27年の地方教育行政法の改正により、同年10月に本町でも「西ノ島町教育大綱」を策定したところですが、このたび、これまでの5年間の社会情勢等の変化を踏まえた新たな大綱を策定しました。

令和に入り、2年目となる本年は当初から、新型コロナウイルス感染症のため学校教育・社会教育共に活動自粛を余儀なくされました。今回の経験を基に、今後は感染症や災害発生時においても、学びを保障できる環境整備が急務となっております。

本大綱は具体化した小中一貫教育を盛り込んだ内容となっており、「子どもたちの学力の向上」と「Uターンに繋がるふるさと教育の推進」に重点をおいたものと考えております。

小中一貫教育を推進するうえで、児童生徒は義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性を育成することが大切であります。

併せて、教職員は家庭や地域との連携はもとより、小中学校全ての教職員で、児童生徒を育てていく意識を持って、目指す子ども像の実現に努めていく必要があります。

本大綱は、総合振興計画や地方創生に向けた総合戦略など各種計画の着実な実現と並行して、理念に沿った目標の達成に努めてまいります。

令和2年10月

西ノ島町長 升 谷 健

目 次

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 大綱策定の趣旨 | 1 |
| 2. 大綱の期間 | 1 |
| 3. 教育の基本理念 | 2 |
| 4. 大綱の基本目標と施策の推進 | 2～5 |

1. 大綱策定の趣旨

平成27年度に策定した教育大綱も計画期間が終了し、この間の社会情勢の変化も加味した、新たな教育大綱を策定しました。

この5年間で、情報化・グローバル化の加速度的進展やAIの飛躍的な発達により激しく大きく変化する世界において、子どもたちが将来どこで生活しても、生きていく力の基礎を養っておかなければなりません。

本町の未来を考えた時には、本町に魅力を感じ、本町を愛し、本町に在住し、本町を支える人材を育てることが求められます。

新たな大綱は、“まちづくり”と“人づくり”のために教育の重要性が更に増していることから、今後のさらなる教育行政の充実を目指し策定するものです。

2. 大綱の期間

本大綱は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて総合教育会議で協議、調整を行い、見直していくものとします。

平成・令和（年度）	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
西ノ島町総合振興計画	第5次西ノ島町総合振興計画											
西ノ島町教育大綱			第1次西ノ島町教育大綱				第2次西ノ島町教育大綱					
国の教育振興基本計画						第3期教育振興基本計						
県の教育振興基本計画							しまね教育魅力化ビジョン					

3. 基本理念

本町においては、人口減少・高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少により、地域の活力の低下や担い手となる人材不足が問題となっています。そこで、学校と地域が連携し、これからの社会をより良く生きていくための「未来に繋がる学力」、西ノ島に愛着をもち、地域の活性化を目指す「ふるさとを愛する心」を養う教育活動を行います。さらに多様な価値観や多様な人間性が尊重される社会の実現を目指します。

学校教育においては、小中一貫教育による9年間の連続性・系統性・一貫性を生かした学習活動を行うことにより、「確かな学力」「ふるさと愛」そして「豊かな心」を兼ね備えた人材を育成します。

社会教育においては、多様な学びの場の創出や、学習者同士のネットワーク作りを通して、自ら考え地域の活性化を目指す人材を育成します。

4. 大綱の重点目標と施策の推進

3つの目標を定め、各施策については、第5次西ノ島町総合振興計画を基にし、推進します。

目標1 未来に繋がる学力の育成

小中一貫教育の実施により、9年間で一貫した教育カリキュラムに従い、児童生徒が自ら学習に取り組み、学んだことを学校・家庭・地域の生活に活かすよう、質の高い学校教育を目指します。

地域の教育力を用いて未来を担う人材を育て、家庭の教育力を用いて、やるべきことをきちんとやる気運の醸成を図ってまいります。

施策1 学力の向上

- ・小中一貫教育の充実
- ・児童・生徒一人一人が確かな学力を身につける教育内容の充実
- ・特別支援教育の視点に立ち個々に行き届いた授業作り
- ・保育所・小中学校と地域が連携したキャリア教育の推進
- ・教職員の指導力向上
- ・家庭教育の充実

施策2 時代の潮流へ適応する人材の育成

- ・幼少期から外国語に親しむための交流活動
- ・医療・福祉・教育分野で将来、地元貢献する人材の育成
- ・ICT教育の推進及び充実

施策3 教育環境の充実

- ・学校図書館の充実
- ・食育の推進
- ・奨学資金等を活用した進路保障の充実
- ・メディア教育の強化

目標2 Uターンに繋がるふるさと教育の充実

ふるさと教育を通して、地域の人々が改めてふるさとの自然、歴史、文化、産業を見つめ直し、その魅力や普遍的な価値に気づき、地域を支えて生きること使命感と誇りを持てるようにします。

児童生徒には地域の人々と共に行う自然体験、社会体験等を通して地域社会の一員としての自覚を持たせ、ふるさとの良さに気付かせ、ふるさとへの愛と貢献意欲を育みます。

施策1 学習機会の創出

- ・学習成果を地域で発表する機会の創出
- ・公民館活動の充実
- ・社会体育活動の充実
- ・コミュニティ図書館の利用促進

施策2 ふるさと教育の充実

- ・児童の放課後活動の充実
- ・ふるさと子ども体験隊の実施
- ・社会に開かれた教育課程の推進
- ・隠岐世界ジオパークと連携した体験型教育の推進
- ・牧畑等産業遺産を後世へ伝えていく教育の推進
- ・多世代型交流の充実

施策3 文化財の保存・活用

- ・文化財や史跡の保存・修復
- ・文化財の専門家育成
- ・島外専門家との連携強化

施策4 地域文化の伝承

- ・映像記録・文献等の適切な保存
- ・ふるさと教育を通じた地域文化の体験学習の推進
- ・UI ターン者等を対象とした伝統芸能体験
- ・島外における公演や展示の支援

目標3 人権が尊重される社会の実現

社会における多様な価値観や多様な人間性が尊重され、様々な差別意識が解消されるように、学校教育や社会教育等を通じて、町民一人一人が人権への理解を深めていくことが望まれます。

公民館と行政機関及び人権擁護委員、地域住民等が連携して、人権施策推進基本方針及び男女共同参画計画に基づく啓発活動を推進していきます。

施策1 人権・同和教育の推進

- ・学校、家庭、地域、職場等あらゆる場における人権・同和教育の推進
- ・人権擁護委員・民生児童委員・関係機関等と連携した相談体制の整備

施策2 人権擁護意識の啓発

- ・学校、家庭、企業、地域社会における人権啓発の推進
- ・男女共同参画社会の形成促進
- ・子どもの権利条約等の理解促進
- ・多様性を認める理念の普及啓発
- ・遵守すべき情報モラルの理解促進

施策3 学校教育環境の充実

- ・不登校、問題行動に対する適時・的確な対応と改善
- ・インターネットによるいじめ、誹謗中傷の根絶
- ・学校・家庭の連携の充実を重視し、楽しみながら学ぶ習慣作り